

<資料>

Enrique Semo ; *Historia del Capitalismo en México : los orígenes / 1521-1763*, México : Era, 1973.

メキシコ資本主義史 ——その起源、1521—1763年——(Ⅱ)

エンリケ・セモ 著

原田金一郎 訳

第2章 貢納的專制

I アステカ族の貢納制

その激しさにもかかわらず征服は、先住民社会を破壊することはなかった。それどころか、先コルテス期と植民地期の間にはある連續性が存在していた。この2つの社会の結び付きは、農業共同体とこの農業共同体に基づく貢納制の残存によって体現されていた。またこの連續性は、アステカ社会とスペイン帝国が類似した要素を有していたがゆえに可能でもあった。他方、王室や教会が、征服によって破壊されたアステカ族の貢納的専制のなかの類似要素を存続あるいは復活させたのは、スペイン人社会の経済がそれを阻止できるほど十分に活発ではなかったからである。

スペイン人が到来した頃、すでにその経済を定住農耕に依拠するようになっていた先住民は、土地所有の集団的体制を保持していた。しかし、アステカ族やタラスコ族の支配領域はもちろん、ト拉斯カラ族やマヤ族の領域でさえも、すでに本源的集団所有は消滅し、私的所有が未発達な場合でも、搾取が存在していた。すなわち、余剰生産物が貢納の形態で国家やその代表者の手に渡っていたのである。

農業共同体の凝集性は、土地の共同所有、農業と手工業の直接的結合、および経済的自給自足に依拠していた。また個々の共同体は小宇宙を構成し、互い

に補完的な経済的、社会的、宗教的および軍事的機能を有していた。

共同体の置かれた厳しい地理的環境や閉鎖的状況は、各共同体の排他的な地域性を強化した。「ほとんどの各地方（provincia）は、あらゆる点において大きく異なっている。多くのプエブロでは、2つないし3つの異なる言語が話されていることさえある」とソリタは述べている¹⁾。内的凝集性を支えるもうひとつ柱は、恒常的な戦争である。共同体は互いに警戒しあい、常に防衛あるいは攻撃体制にあった²⁾。

この社会単位は、驚くべき凝集性と生存能力を発揮した。すなわち征服、人口激減、さらには私的土地位所有の拡大という試練に耐え続け、崩壊の淵から幾度となく蘇った。

その社会組織についてもっともよく知られているアステカ族の領域においては、土地の大部分は国家に帰属し、さらに国家をつうじてカルプリ（*calpulli*）と呼ばれる社会単位に帰属していた。この2種類の土地所有権が多様な形態で交錯し重層していた。

カルプリは、第一義的には生活をともにする人々の共同体であり、1つのプエブロの全住人、あるいは住人の一部を構成していた。大きな都市もまたカルプリに分割されていた。土地は共同所有であり、譲渡はできなかった。土地は共同体員の利用に任されていたが、個人に帰属していたわけではなく、正当な理由なく耕作を放棄した場合、その分割地は他の共同体員に与えられた。またカルプリを離脱したものは、土地に関するすべての権利を失った。近東の共同体に見られるような土地の定期的な割り替えはおこなわれず、土地の用益権が父から子へと受け継がれた。このことは、明らかに貧富の差を生みだす原因となつた³⁾。個人的な分割地以外に、集団的に耕作された土地も存在した。その

1) Alonso de Zorita, *Los Señores de la Nueva España*, p.8.

2) José Miranda, "La propiedad comunal de la tierra y la cohesión social de los pueblos indígenas mexicanos". *Cuadernos Americanos*, México, vol.149, n.6, p.173.

3) Arturo Monzón, *El calpulli en la organización social de los tenochca*, pp. 37-46.

収穫物は貢納の支払いやカルプリの首長への給付にあてられた⁴⁾。

専門的な職人も存在したが、彼らの専門労働は共同体への供給を目的とするものではなかった。共同体経済においては、手工業は農業から分離しておらず、農民は自らの手で初步的な道具を製作した。一方、分業は、行政、教育および宗教機能を専門的に遂行する人々の存在という形でみられた⁵⁾。

すべての共同体員は、共同体の首長であるカルプレク (*calpulléc*) の選出に参加した。その地位は、カルプレクの家系から選出される傾向にあったが、世襲されていなかった。カルプリは経済的な共同体であると同時に軍事単位としても機能していた。すなわち各共同体は、固有の指導者と旗幟を有する軍事単位となった。また共同の儀式や祭礼がおこなわれる地域の寺院には、カルプリごとに異なる神であるカルプルテオナが祭られ、カルプリはこのような信仰の宗教単位でもあった。しかし、カルプリと農業共同体を混同すべきではない。農業共同体は必ずしも1つのカルプリではなく、複数のカルプリにより構成されることもあったからである⁶⁾。

カルプリの性格は、今日なお白熱した議論の的であり続けている。かつて一部の研究者は、カルプリは家族的紐帯にもとづく部族組織で、そのなかでは平等主義的諸制度が強力に機能していたと考えていた。しかし、最近の研究によれば、共通の家族的起源の意識が存在する場合でも、カルプリの基盤は家族関係にはないこと、さらには社会的分化がかなり進行していたことも明らかになりつつある⁷⁾。

初期のスペイン人は、搾取関係と社会階層化の明確な兆候を目撃している。

「あわれなマセワル [*macehual*, 共同体農民] たちは、貢納を納め、彼ら（長老）に食料を提供するために一日中働いていた。なぜなら人口

4) Ibid.

5) Friedrich Katz, *Situación social y económica de los aztecas durante los siglos XV y XVI*, p. 48.

6) Ibid., pp. 117-120.

7) この点に関しては、Friedrich Katz, *Vorkolumbische Kulturen, Die Grossen Reiche des Alten Amerika*, pp. 150-160. を参照のこと。

1000人の村に一人のカシーケと100人の長老たちがいるからである……，長老たちは，すべてを支えるあわれな農民を犠牲に，飲み，食い，怠惰に耽っている……」⁸⁾。

国家や支配階級はカルプリから貢納を徴収していた。いかなる共同体もこの義務から逃れることはできなかった。アステカ国家は，莫大な貢納を徴収していた。クックは，メンドサ古文書にもとづき，371のプロブロから徴収する穀物は年間36万1641人分の食糧に十分匹敵すると計算した。また年間，布地，ショール，スカートなどの織物289万6261枚および10万キロの綿を受領していた。さらに各地方は，きわめて多様な労働に従事する労働者をメヒコに派遣しなければならなかった。テノチティランの大ピラミッドや特斯ココ湖の壮大なダムは，各地から派遣された数千人の賦役労働によって建造された。貢納の提供は，すべて現物と労働によっておこなわれた⁹⁾。

貢納の大半は被征服プエブロから徴収されたが，アステカ族のカルプリもまた貢納していた。貢納は集団ごとに課せられ，各個人には不均等な分担とされた。また商人，職人および農民にはそれぞれ異なる貢納が課せられていた。

各プエブロや共同体は，余剰生産物に応じて貢納していた。すなわち，より富裕なプエブロや共同体ほど，より多くを負担した¹⁰⁾。

アステカ族の社会システムにおいて，搾取は，土地の私的所有や奴隸制，あるいは封建制ではなく，おもにアステカ国家とその軍事的，政治的および宗教的代表者による共同体の普遍的隸従制に依拠していた。そのもっとも重要な階級矛盾は，国家と共同体の間に存在した。コルテスは，この矛盾をよく理解し，アステカ国家の寄生的性格に恨みをつのらせていて多くの共同体をアステカ国家との戦いにおいて統一することに成功したのである。

8) "Carta de López Gerónimo al Emperador", *Colección de documentos para la historia de México*, publicados por J. García Icazbalceta, México, 1866, t. XI, p. 151.

9) Katz, *Situación...*, op. cit., pp. 93-97.

10) José Miranda, *El tributo indígena en la Nueva España durante el siglo XVI*, pp. 29-33.

中央部におけるスペイン人支配は、5年も経過しない間に確立するが、それはひとつには、この地域の農業共同体が経済的自立と自給自足の体制を発達させていたからである。すなわち、農業共同体は、古代オリエントの場合と同様に、ひとつの専制から他の専制への移行を、後者が共同体存続の擁護者として現れる限りにおいて受け入れた。そしてスペイン国王は喜んでその役割を引き受けたのである。

アステカ族の支配階級の構成員は、カルブリの外で生活していた。彼らは貢納を免除され、裁判所の管轄下になく、またその子供は特別な学校で教育を受けることができた。彼らの特権はおもにその職務に付随するものであった。スーステルによれば、「アステカ族の王は、世襲貴族の廷臣にではなく、職務に固有の特権を享受する武官あるいは文官の集団に囲まれていた¹¹⁾」。

しかし征服前夜においては、少なくともテノチティトラン周辺では、土地の私的所有、世襲貴族、隸従制および奴隸制の重要性が高まり、共同体=国家構造を規制するまでになった。

職務にもとづいて支配階級に配分される土地は、しだいにより明確な萌芽的私的所有の性格を示すようになった。貴族間であれば土地を売却することもできた。彼らの土地には、カルブリに属さないトラマトル (*tlamatl*) と呼ばれる農民が、その家族とともに定住していた。土地の所有者は、定住させるかわりに、彼らから一連の生活資材やカルブリからの集団的貢納とは異なる貢納を享受していた。

職務にもとづく貴族は世襲貴族へと変化していった。「貴族の権力は、土地全体が彼らに帰属していなかったことや、彼らが閉鎖的な階級を形成するまでに至らなかった点において、古代や中世ヨーロッパの貴族の権力には及ばないが、きわめて強大であった……」¹²⁾。

アステカ社会は移行状態にあった。しかしその社会において、私的所有

11) Jacques Soustelle, *La vida cotidiana de los aztecas en vísperas de la Conquista*, p. 60.

12) Katz, *Situación...*, op. cit., p. 140.

と隸従制に導く傾向と、共同体の貢納搾取の固定化に至る傾向の、いずれが支配的であったかに答えることは難しい。

植民地の私的大土地所有とともに発展した経済のタイプは、先スペイン期においては未知のものであった。一方、スペイン王室と先住民共同体の関係は、先コルテス期の貢納制の諸要素の継承を意味することになった。

内部的体制においては自立しているが中央権力には無条件で服従する無数の共同体、プエブロ、町および都市、そしてこれらから徵収する貢納にもとづくひとつの帝国という国家観は、16・17世紀に実際そのような国家であったスペイン国家のまさに本質そのものに由来している。

II スペイン王室の<東洋的>な政治的側面

スペイン国家は、封建領主を服従させるために都市（資本主義的中心）を保護し商人階級を支援せざるをえなかった、他のヨーロッパの絶対王政とはまったく異なっていた。

スペイン王室は、教会との緊密な一体関係および強力な王室官僚の存在という2つの強固な柱に支えられて、他国とは異なる独立した国家権力を享受していた。この2つの現象は、おそらく再征服運動の長い過程のなかで生じたものであろう¹³⁾。教会とスペイン国王は、イスラム教を共通の敵とし、イスラム教との戦いのなかで強固な同盟関係を築きあげた。このような現象が見られるのは、国王が同時に宗教組織の最高指導者でもある東洋的專制においてのみである。さらにスペインにおける宗教と国家の結合は、スペイン民族主義によって完成する。すなわち、スペイン人であることは、アラビア人との戦いにおいて国王を軍事的に支援することであり、イスラム教に対抗して正統カソリックを擁護することであった。

モーロ人から奪った土地は再征服運動の過程で封建領主に分配されたが、政治権力や行政はスペイン王室の手に委ねられた。8世紀以降、レトラドス

13) William P. Glade, *The Latin American Economies. A Study of their Institutional Evolution*, p.49.

(*letrados*) と呼ばれる王室行政官や法律家からなる強大な官僚層が確立しはじめるが、彼らは再征服された土地の統治をつうじて経験と力を蓄えた¹⁴⁾。スペイン貴族の多くは、増大するこのような王室官僚にしだいに吸収され、彼らの特権は、もはや独立した封建的権力にもとづくものではなく、国王から恩賛されるものに転化した。

スペイン国家における官僚制の偏在性は、一方で法学の未曾有の繁栄をもたらした。統治と行政の抽象原理に関する数多くの研究書が執筆され、公的生活のあらゆる面を規制する膨大な法律や命令が制定された。

スペイン王室は、再征服の成果やアメリカ大陸からの銀の流入によって、商人に依存することなく封建領主を服従させることができた。このことは、経済や社会が急速に変化する時代において、きわめて保守的な性格をスペイン王室に与えることとなった。

「スペインの絶対君主制は、ヨーロッパの絶対君主制一般と表面的には似かよっているが、むしろアジア的統治形態と同一の部類に入るべきである。スペインは、トルコと同様、名目上の主権者をいただく、悪政下の諸共和国の集合体にとどまったく……東洋的專制は、自己の利害に直接に対立したときにだけ地方自治を攻撃したが、自治制度が何かするという責務を自分の肩からとりのぞいてくれ、平素の行政の手間をはぶいてくれるあいだは、喜んでその存続を許したのである」¹⁵⁾。

商業ブルジョワジーと直接結びついたイギリス政府の場合と違って、スペイン王室がアメリカ大陸の領土を植民地とみなさなかつた理由はまさにそこにあつる。16・17世紀のスペインの法律には、植民地または商館 (*factoría*) の概念は存在しなかつた。なぜなら、スペイン王室は広大なアメリカ大陸の領土をスペイン国家による植民地搾取の対象としてではなく、スペイン本国や国外にすでに存在する領土群に新たに付け加えられた王国あるいは貢納国とみなしてい

14) Ibid.

15) Marx y Engels, *La revolución española*, p.12. 〔『マルクス=エンゲルス全集』10巻, 451ページ。〕

た¹⁶⁾。より発達した資本主義と結びついた植民地事業の場合、国家は、商人、銀行家あるいはマニュファクチャ経営者の権益の擁護者あるいは警護者として現れるのにたいし、スペイン王国は自分の利益のために征服を実行した*。スペイン国王は、さまざまな私的利害が関与する植民地事業に権益者のひとりとして参加したのである。しかし16世紀のはば1世紀間の王室の影響は、私人の影響とは本質的に異なる。後者が私有財産にもとづく社会の創造をめざしていたのにたいし、スペイン王室は、明確に階層化した強大な官僚層が双方の文化に存在することに着目し、専制=貢納構造の形成に努めた。それゆえスペイン王室は、先住民共同体を擁護するとともに、植民者の封建的またはブルジョワ的拡大に歯止めをかけ、官僚支配を拡大した。そしてその官僚の支配権は、独力で蓄積した富や権力にではなく、国王による任命または恩賞に依拠していたのである。

1525年、国王の会計官ロドリゴ・デ・アルボルノスは、メキシコのインディオの貢納能力に関して、「この地の者たちは、きわめて理性的で秩序を重んじ、スペインの農民のように、モクテスマや彼らの領主に貢納する習慣がある（強調引用者）¹⁷⁾」と報告している。スペイン王室は、この報告にもとづいて、私人である征服者の破壊的な欲望を抑えることさえできれば、アメリカ大陸でもっとも発達した文明である経済システムは、内部行政にくわえて生産と貢納のリズムを維持できると考えた¹⁸⁾。「これまで彼らの首領（*tecles*）や領主（*señores*）に納めていた貢納と同額の貢納を毎年納めること」をインディオに要求するよ

16) この点に関しては、M. Kossov y W. Markow, “*¿ Las Indias no eran colonias? Hintergründe einer Kolonialapologetik*”, *lateinamerika zwischen Emanzipation und Imperialismus*, pp. 1-34. を参照のこと。

17) Icazbalceta, *op. cit.*, t. I, p. 484.

18) Nicolás Buenaventura の興味ある論文 “*Dos enfoques de la época colonial*”, *Historia y Sociedad*, México, 1965, n. 4. を参照のこと。

* 征服は、基本的には私的な事業である。しかしながら、スペイン王室はすぐさま自らのヘゲモニーを確立する。王室は、その庇護から独立しようとする、ヌエバ・エスパニャおよびペルーにおける植民者のあらゆる意図をくじき、新大陸の土地、富および人間にたいする固有の所有者としての立場を確立した。

う命じた1523年の勅令書は、このような考え方の経済的反映である¹⁹⁾。スペイン王室は、アステカ國家が作成した貢納表と自己評価にもとづき、先スペイン期の貢納を農業または手工業生産物の30%であるとして、経済的現状維持に傾いていた*。

スペイン王室が、空席であるアステカ国家の地位に就くことのみを意図したのはこのような理由からである。当初国王は、王権の統制から逃れ、貢納構造の存続を危うくするような植民者の企図すべてに反対した。さらに国王は、征服した土地にたいする固有の権利を留保した。あらゆる所有地は、究極的には国王の恩賞あるいは恩貸にもとづくものでなければならなかった。インディオの伝統的所有地は、法的には国王が共同体に譲渡したものとみなされていました。私的事業における先住民労働力も、副王当局をつうじてのみ獲得することができた。スペイン国家は、曖昧かつ矛盾に満ちた法制のもとで、インディオの「保護者」であると同時に鉱業の推進者であるという、最高かつ直接の調停者の役割を演じた。

にもかかわらず、征服者たちはしだいに富の源泉を奪っていった。16世紀後半、鉱業はその豊かな果実を実らせ始める。やがてスペイン人の事業は、インディオの貢納を大幅に上回る税金や「前貸金」を提供はじめ、同時に人口減少の影響により、古い貢納構造が衰退した。スペイン王室は、先住民共同体の保護者であり続けたが、植民者が国庫収入の増大や王権の強化に貢献するようになるにつれて、しだいに彼らの圧力を譲歩していった。

このような経済政策は、国王が絶対主義的権力の確立をめざし、本国で展開していた封建領主やブルジョワジーとの戦いとも調和していた。カルロス5世や彼の後継者たちは都市勢力と貴族勢力を同時に弱体化させることに専念した。テノチティランが陥落したまさにその年、議会や都市の反乱を鎮圧し、その後、貴族と市民の対立、地域間または都市間の対立を利用して絶対主義的

19) Miranda, *El tributo...*, op. cit. p.54.

* 唯一の例外は、銀の採掘である。この分野においては、王室と私人は新たな経済部門を創設し、発展させる必要性があることで一致した。

霸権を強化した。それゆえ、スペイン王室やその同盟者である教会が、植民地においてその主義を脅かす恐れのある封建領主や資本主義的中心の発生に反対したのも当然である。スペイン王室は、植民地にスペイン本国の社会よりも、「よりよい」社会、すなわち、すべての人々が政治的、経済的に仲介者をとおさず国家に直接服従するような社会の建設を意図した。スペイン王室の試みは失敗したが、その努力は専制=貢納構造の崩壊の大きな阻止要因として機能したのである。

このような国王の政策は植民者の利害と対立した。あるものは領主としての野心を抱き、本国の支配階級に似た階級の形成をめざし、あるものは経済単位を形成し、新たな人口中心が必要とする財の生産に従事した。誰もが一獲千金を夢み、先住民の労働力や土地を領有できる権限を要求した。そしてその双方を手に入れるために、農業共同体にもとづく生産システムを弱体化あるいは破壊しようとした。このようにして先住民共同体は、利害関係をもつ保護者と貧欲な敵対者を植民地システムのなかに見い出すこととなった。

スペイン王室は、植民地社会をインディオ社会 (*república*) とスペイン人社会という2つの世界に分離し、固定化する政策に頑なに固執した。そしてその政策の実現をめざし、先住民の身分を区別し、彼らを共同体に閉じ込め、王権の直接の支配下に共同体を置くための数多くの措置を取った。

1536年から1563年にかけて、インディオ間での「浮浪者」の居住が禁止される。1540年には黒人の〔エンコミエンダ〕管理人の居住が、やがては管理人の居住そのものが禁止される。さらにはエンコメンデーロさえもエンコミエンダ内の居住が禁止され（1563年）、15年後にはメスティソ、黒人およびムラト一般にも同様の措置が取られた。1600年には、あらゆるスペイン人が禁止の対象となった。都市部ではインディオを特別地区に隔離した²⁰⁾。

糾余曲折をへた後、インディオは国王直属の自由な人間であると宣言された。しかしヨーロッパ風の服装、火器および馬の使用は禁じられた。インディオは、スペイン人に課せられたもっとも重い税金の一つであるアルカバラ〔壳

20) Magnus Mörner, *El mestizaje en la historia de Iberoamérica*.

上税]を免除されたが、臣下の印として貢納が課せられた。インディオは多くの刑法の適用を除外されたが、彼らの権利は個人的な所有権に限定され、5ペソ以上の負債を負うことは禁じられた。またインディオは都市の同職組合に入できず、移動の自由も厳しい制限を受けた。

III 16・17世紀における先住民共同体

分離政策は、インディオをスペイン人またはメスティソから隔離し、先住民共同体を孤立化させ、農業のみに従事させた。

スペイン王室が、共同体を維持し、再組織するために実施した特筆すべき努力の現れのひとつは、残存する先住民を新しいプエブロに集結させ、人口分散化を防ごうとしたコングレガシオン (*congregación*) またはレドゥクシオン (*reducción*) と呼ばれる政策である。

スペイン王室は、中心部から経済的・政治的に支配可能な村落にぜひとも先住民を集中させようとした。そのため山間部に散在していた農民を集住させる先住民村落の建設を命じた。すでにブルゴス法（1512年）では、スペイン人の町の近郊に先住民のための新しい村落を建設し、彼らを集住させること、先住民の帰村を防止するために古いプエブロを破壊することが定められていた²¹⁾。

人口の強制的再配置は、先住民の死亡率を増大させ、彼らの抵抗を招いた。ときには以前のプエブロに戻るために建設されたばかりのコングレガシオンを放棄することさえあった。しかしこの政策は、急速な人口減少過程や経済の拡大により危機に瀕していた新しい貢納体制のもとに共同体を編成することに役立った。

移住する以前に所有していた土地は没収されないことが定められ、また自治的統治機関の結成も許された。しかし勝手に新しい村を放棄し、他の村に移住することは禁止された²²⁾。

21) Lesley B. Simpson, *Studies in the Administration of the Indians in New Spain. I. The Laws of Burgos, 1512. II. The civil congregation.*

22) *Recopilación de leyes de los reynos de las Indias*, libro VI, título III, fol. 299.

スペイン国家は、先住民社会の共同体的伝統とスペイン農民の伝統を新しい村落のなかで融合させようとした。プエブロにはレスグワルド[*resguardo*, 保護地]と呼ばれる土地が付与されたが、その利用については詳細に規定され、特別な許可なく他人に売却することはできなかった。副王ファルセス侯は、先住民のプエブロに家屋と中庭用の ^{フンド・レガル} 封土（教会を中心に四方へ約500メートル）、共有財産である牧草地、森林および水資源のための共有地(^{エヒード} 1レグワ四方)，さらに集団的に耕作され、その収穫が共同体の財産となる共同耕作地，毎年割り当てる個人耕作用の分割地，世襲的にのみ譲渡可能な個人用益の土地などの授与を命じた²³⁾。しかしながら法律が遵守されることはまれで、新しい共同体の土地は先スペイン期の慣習にしたがって分割され、耕作された。また ^{カハ・デ・コムニダ} 共同体基金のような新たな共同体的制度も登場した。共同体基金は共同耕作地からの収穫や寄付を資金とし、貢納の支払いや社会扶助の要求を満たすための保証として役立った。このようにして確立した先住民=スペイン起源の強固な諸機構は、蓄積された富を非経済的な目的に向けさせ、階層分化や社会階級の発生を阻止し、社会的結合と集団所有を擁護することで、共同体本来の相互扶助的存在を維持するのに役立った²⁴⁾。

たとえばコフラディーア (*cofradía*) と呼ばれる宗教的目的のための共同基金に似た制度もそのような機構のひとつである。コフラディーアは、家畜あるいは土地からなる共有資産を基礎に構成され、構成員の寄付や共有資産からの収益にもとづいて機能した。

エルネスト・デ・ラ・トレによれば、「祭礼は頻繁におこなわれていた。祝祭期間は長く、そのすべてに共同体はきわめて特別な関心を示した。彼らの努力、そして犠牲と重労働による蓄えは、貧者の救済以上に祝祭のために費やされた」²⁵⁾。

23) *Archivo General de la Nación*, Ramo Tierras, t. 1154, expediente 2.

24) Eric Wolf, "Types of Latin American Peasantry: A primary discussion", *American Anthropologist*, 1957, pp.452-471.

25) Ernesto de la Torre Villar, "Las cofradías y la propiedad territorial en Michoacán", *Jahrbuch für Geschichte von Staat, Wirtschaft und Gesellschaft Lateinamerikas*, 1967, vol. IV, p. 410.

コフラディーアには、名声と権威の源泉となる地位を占める数多くの役職者がいて、そのひとりひとりが活動や祭礼の資金調達に貢献しなければならなかった。たとえばプリオステ (*prioste*) はコフラディーアや救済所に関するあらゆる支出の責任を負っていた。

「降誕祭の飾り代7ペソ、花火代6ペソ6レアル、降誕祭に村人にふるまう菓子代19ペソ、謝肉祭で招待するポソレ、タマレス代16ペソ、祭壇用ろうそく代10ペソ5レアル、オレンジ代4レアル、魚4ポンド1レアル半、聖週間の木曜日、金曜日に聖人の役割を演じる貧しい人々のための食事代23ペソ、復活祭用のろうそく1ポンド、聖油代10レアル、聖母昇天の日の司祭のミサ代4ペソ、パン7個または7ペソ、ナプキン4枚1ペソ、テーブル掛け数枚12レアル、ミルク代2レアル、香辛料代8レアル半、祭壇のためのろうそく1ポンド、その他8ポンドのろうそく、花火代9ペソ、聖歌隊へ1ペソ、聖具保管係りへ1ペソ、副司祭へ10レアルと2羽の雌鶲、村人の食事代37ペソ2レアル、聖母受胎の日にも同様の負担額および説教代6ペソ、聖母の祭りの日の仕掛け花火代7ペソ、ミサ代9ペソ、男性あるいは女性の納税者が死亡した際に行われるミサの布施代1ペソ、ランプの油代5ペソ、決算のための司祭および公証人への支払い10ペソ、結局彼の支出は約300ペソ近くにもなる」²⁶⁾。

〈マヨルドモ〉は年間、約200ペソも支出しなければならなかった。〈カピタン〉や〈アルフェレス〉なども同様であった。

社会的名声を求める競争は激しく、〈役職者〉は、借錢したり、全財産を失ったりして極貧状態に陥ることもあった。このようにして公職は、裕福な者たちに支出を強いることで平等化を効果的に促進し、私有財産の蓄積を阻害するのに役立った²⁷⁾。

このように共同体の団結、内部民主主義および共同体の持続性を構成するこれらの諸要素そのものが、共同体の停滞性や社会的変化の圧力にたいする抵抗

26) Ibid., p. 429.

27) Ibid., p. 435.

力を強化したのである。

共同体の再構成過程の規模はきわめて大きく、19・20世紀のメキシコ経済において重要な役割を果たした共同体の大半は、その物理的、社会的起源を先コル特斯期ではなく植民地期に求めることができるといっても過言ではない。

植民地期初頭、コングレガシオンの建設計画は主として修道会によって実行されていたが、やがてその責任は世俗の役人の手に移る。その事業の規模はきわめて大きく、何十万人というインディオの生活に影響を及ぼした²⁸⁾。

28) 以下は、Ramo de Indios del Archivo General de la Nación の文書をもとにし L.B. Simpson が作成した、1590—1599年に実行されたコングレガシオンのリストである。リストは、作成者によれば、網羅的なものではなく、共同体の再配置と再組織という大事業の規模と範囲について概略的な把握を可能とするのみである。

1. Zempoala (Hidalgo), 1590.
2. Huayacocotla (Veracruz), enero 8, 1592.
3. Provincia de Chiapa (Chiapas), febrero 1592.
4. Zitlaltepec (Tlaxcala), marzo 5, 1592.
5. Tequixquiac (México), marzo 12, 1592.
6. Xuchitepec Chinoltepec, Malacotepec, Coatlan (¿Hidalgo?), abril 28, 1592.
7. Chicantepet (Veracruz), julio 8, 1592, y octubre 8, 1592.
8. Hueyputxtla (Hidalgo), antes de octubre, 1592.
9. Teteapulco (Hidalgo), enero 29, 1593.
10. Xquipilco, Istlavaca (Hidalgo), febrero 10, 1593.
11. Atepeje (o Tepexi), Utlaapa (¿Chiapas?), febrero 12, 1593.
12. Jocotitlán, Tlacomulco (México), febrero 12, 1593.
13. Taimeo, Cinapécuaro (Michoacán), febrero 15, 1593.
14. Villa de los Valles (San Luis Potosí). Ciertas aldeas chichimecas del distrito son ordenadas en congregaciones con la Villa de los Valles, febrero 20, marzo 8, septiembre 15, 1593.
15. Oztolotepec, Mimiapa, Xilocingo (México) y Cuicilapa, Chichicuantla, Tlalaxco (¿México?), marzo 1, 1593.
16. Cinacantepec (México), marzo 20, 1593.
17. Zumpahuacan (México), marzo 22, 1593.
18. Tlalcozautitlán, Teutlalco (Guerrero), y Cuitlatenamic (¿Guerrero?), marzo 22, 1593.
19. Tenayuca, Tlalnepantla (México), marzo 31, 1593.
20. Zumpango, Xaltocan (México), abril 6, 1593.
21. Tetitlán (México), mayo 4, 1593.
22. Sabina o Sevina (Michoacán), mayo 6, 1593.
23. Metztitlán, Huayococotla (Hidalgo).

1595年、もっとも野心的な計画がモンテレイ伯によって開始され、彼の後継者であるモンテスクラロス侯が1606年にこれを完成させた。1602年から1605年におけるこの計画のおおよその規模について推定することができる。

24. Auteo (?), antes de julio, 1593.
25. Malinalco (México), julio 12, 1593.
26. Tenancingo (México), julio 19, septiembre 1, 1593.
27. Xuchiapa (México), septiembre 15, 1593.
28. Tajimaroa (Michoacán), octubre 23, 1593.
29. Tacuba (D.F.), diciembre 7, 1593.
30. Ocuila (México), diciembre 10, 1593.
31. Ixmiquatula (Hidalgo), alrededor de diciembre, 1593.
32. Acámbaro (Michoacán), diciembre 12, 1593.
33. Teguandin (Tinguindín), Tascuascaro, Periban, Tarecuato, Chacandiran, (Michoacán), diciembre 15, 1593.
34. Chilchota (México), enero 17, 1594.
35. Tinguindín, Tzacuaro (Michoacán), enero, 1594.
36. Guisuco (?), mayo 2, 1594.
37. Jacona (Michoacán), mayo 6, 1594.
38. Ixcateupa, (?), mayo 17, 1594.
39. Huatzpaltepec, Tlatlaguicapa, Tecoloapa, Mixtlan, Xurguacan (?), junio 18, 1594.
40. Chinantla (Puebla), junio 18, 1594.
41. Tetela (Puebla), agosto 11, 1594.
42. Ixteupa, Tetoloapa, Alahustlan, Cuezalapa, Cuautepetec, Tlacotepec, Tetela, Otlatlán, Oztuma, Acapetlaguaya, Cicapuzalco, Totoltepec, Tlanecpaltla (Guerrero), octubre 29, 1594.
43. Sirindaro (Tirindaro) (Michoacán), junio 9, 1595.
44. León (Guanajuato). El alcalde mayor es comisionado a congregar los otomíes de Cuezillo de San Francisco, junio 17, 1595.
45. Tlaxco, Tenango, Acala, Jomaga, Coatepec, Amixtla, Acantla, Huistongo (Puebla), septiembre 7, 1595.
46. Octubre 24, 1595, Empiezo del reinado de Gaspar de Zúñiga y Acevedo, Recuento de Monterrey.
47. Huayacocotla (Veracruz), reforma de la Congregación, febrero 10, 1596.
48. Provincia de Tlaxcala, junio 15, 1598.
49. Provincia de Jacona (Michoacán), septiembre 10, 1598.
50. Provincia de Xilotepetec (México), septiembre 10, 1598.
51. Provincia de Mixteca (Oaxaca), septiembre 10, 1598.
52. Provincia de Michoacán, septiembre 10, 1598.
53. Ocuila, Tenancingo, Malinalco, Zumpahuacan, Ilamantzingo, Coatlan, Acuitlapán, Ocpayuacan (México); Tlacuitlenango, Ixtoayoxochapa, Tetela, Temoac (Morelos); Ocuituco, Xomiltepec, Acapilstla, Chimalhuacan, Tota-

再集住人口	集計		
	最小	最大	推計
貢納者数	40,000	80,000	60,000
総人數	160,000	320,000	240,000
総人口比率	8%	16%	12%
コングレガシオン数	125	249	187

出所: Howard Cline, "Civil Congregations of the Indians in New Spain, 1598-1606," *Hispanic American Historical Review*, pp. 349-369.

lapatle, Puxtlan (¿México?); Huastepec o Oastepec, Yautepec (Morelos), septiembre 10, 1598.

54. Ixtlahuaca, Xiquipilco, San Bartolomeo, Chiapa de Mota, Xocotitlán, Atlacomulco, Ayatengo, Cuauzcomilco, Tlachila, Malacotepec, Tzinacantepec, Toluca, Metepec, Tezontepec, Huaxotlan, Calimaya, Tuestenango, Almoloya, Coatepec, Jalatlaco, Capulhuac, Talaxco, Huitzilapa o Huitzitilapa, Ocelotepec u Otzolotepec, Yminimapa o Mimiapa, Xilotzingo (México), septiembre 10, 1598.
55. Provincia de Tuxpan (Jalisco), septiembre 10, 1598.
56. Huexotzingo, Cholula, Tepeaca, Tehuacán, Valle de Atubaoco, Petlayuca, Huehuetla, Tecaliamoco, Amachalco, Ahuichitlan, Tezpotitlán, Tlacotepec, Acutzingo, Chalchicomula, Quecholac, Acatzingo, Acaxic o Acajete, Napanluca, Xonocatlán, Capulapa, (Puebla), septiembre 10, 1598.
57. Provincia de Ávalos (Jalisco), septiembre 10, 1598.
58. Provincia de Yanguitlan, Misteca Alta (Oaxaca), septiembre 30, 1598.
59. Provincia de Metztitlán, incluidas las aldeas de Tezontepec, Hueyputxla, Oaxoapa, Tolcayuca, Acatuya, Zazamilpa, Tornacustla, Tlilcuautla, Tlahuelilpa, Atotonilco, Metztitlán, Cicicaxtla, Xiliapan, Ixtlavaca, Chinoltepec, Huazalingo, Lolotla, Xuchiautla, Molango, Huayacocotla, Tututepec, Pahuatlán, Huauchinango, Zacatlán, Tulancingo, Epazoyuca, Zempoala (Hidalgo y Puebla), septiembre 11, 1598.
60. Provincia de Michoacán, incluyendo las aldeas de Acámbaro, Arandas, Chucpazco, Villa de Helaya o Celaya (?), Orirapúndaro, Puruándaro, Huango, Huaniqueo, Comachuen, Zacapu, Chucándaro, "Todas las aldeas de los alrededores del lago de Cuitzeo y Zinapécuaro". Taimeo, Indaparapeo, Matalcingo, "la ciudad de Guayancaleo (¿Huandacareo?), Tarímbaro, Capula, Tzinzinca, Pátzcuaro", "Todas las aldeas de los alrededores del lago de Laguiramangaro" Terhuataro, Tzahuima, Cheran, Zahina o Sevina, Uruapan, Ariolauican, los llanos de Tatziratzinagua, Chiromoayo, Cutzaro, Turicato, Racámbaro, Tiripitio, septiembre 11, 1598.
61. Provincia de Mixapa y los distritos de los Chontales y Mixes (Oaxaca), septiembre 11, 1598.

たとえば、ユカタン〔州〕では、14の村落がサン・ミゲル・ポボラ村に、7つの村落がキツィルヒシテペチエに、同数の村落がキテルカンヒコルチェに集住した。イスマルには4つの村落が集住し、また数村落が新たにティボロン村を建設し、さらにチュンチュチンに3つの村落が集住した²⁹⁾。

このような王室の政策は、共同体の分断やその地域特性の温存に貢献とともに、共同体間のあらゆる対立を潜在化させることに成功した。土地、水、その他あらゆる権益をめぐる争いは、共同体を絶えず対立させたが、もはや紛争は先スペイン期のように武力をつうじてではなく、既存の法的枠組みのなかで解消されることになった。オアハカ〔州〕のイストラン村の住人とゲラタオ村の住人の長期化した紛争がその例である。17世紀、イストランの住人は、ゲラタオの共同体農民が耕作している土地は自分たちのものであり、ゲラタオの住人は彼らの小作人にすぎないと主張した。ゲラタオの住人は、土地は先祖から彼らのものであると主張した。1591年に始まったこの訴訟は、さまざまな当局によって審査され、対立する両者の私的な利害や役人の利害が介在することになった。最初の訴訟では、イストランの住人が勝利し、1629年9月11日、ゲ

-
- 62. Provincia de Taxco (Guerrero), septiembre 11, 1598.
 - 63. Provincia de Acapulco (Guerrero), septiembre 11, 1598.
 - 64. Provincia de Tlalcozautitlán (Guerrero), septiembre 11, 1598.
 - 65. Provincia de la Huasteca (Veracruz), septiembre 11, 1598.
 - 66. Provincia de la Mixteca Alta (Oaxaca), septiembre 11, 1598.
 - 67. Provincia de Xicoyan (Guerrero), septiembre 11, 1598.
 - 68. Provincia de Ávalos (Colima), octubre 22, 1598.
 - 69. Provincia de Gueytalpa y Xilotepec, (Méjico), octubre, 1598.
 - 70. Provincia de Xalapa (Veracruz), noviembre 10, 1598.
 - 71. Provincia de San Ildefonso Mixes "y aquél rincón donde están los Zápotecas" (Oaxaca), noviembre 10, 1598.
 - 72. Provincia de Aguatalco y Tehuantepec (Tehuantepec), noviembre 10, 1598.
 - 73. Provincia de Coatzacoalco y Tlacotlalpa (Vera Cruz), noviembre 10, 1598.
 - 74. Provincia de Colima, noviembre 12, 1598, la otra parte de la provincia de Michoacán, diciembre 30, 1598.
 - 75. Provincia de Oaxaca, mayo 7, 1599. Ciertas aldeas próximas a la ciudad de México, mayo 7, 1598.
 - 76. Provincia de Tlanchinol (Hidalgo), mayo 10, 1598.
- 29) Alejandra Moreno Toscano, *Geografía económica de México, (siglo XVI)*, p. 72.

ラタオの住人は小作人であることを認め、イストランへの年間6ペソの小作料の支払いおよび教会への給付を約束する文書に署名した。その協定書には、グラタオの住人がイストラン住人と土地に関して争った場合の罰則規定も含まれていた。

しかしながら、平和は長続きせず、訴訟が再燃した。1632年、訴訟を持ちこまれた副王は、この問題に関する裁定を下した。しかしその裁定の法的不手際のために、再び争いが起った。この訴訟は1727年ようやく決着し、グラタオの住人は小作人であることを全面的に認め、文書にしたがって定期的な小作料と奉仕の義務を遂行することになった³⁰⁾。

IV 共同体存続のための闘争

ホセ・ミランダも指摘するように、「先住民が所有地を防衛する上で拠り所としたものは、法的手段でも王室の保護政策でもなく、共同体を要とするインディオ自身であった。共同体の古い成立に由来する固い団結や自らの土地を守ろうとする集団の断固とした力強い意志がなければ……、先住民のそのような努力や決意がなければ、スペイン人による先住民所有地略奪の進行を阻止できなかつたはずである」³¹⁾。

一部の歴史家が描いた、スペイン人の土地侵食や搾取になすがままの無気力な共同体というイメージは、現実の姿とは一致しない。

ヌエバ・エスパニャにおける農民大衆の抵抗運動やその形態を分類しようという試みはまだおこなわれていない。すべての抵抗運動をそのまま共同体の防衛闘争とみなすことはできない。反奴隸制闘争もあれば、農業危機や飢饉にたいする自然発生的な運動もある。また、なかには苛酷な苛税やスペイン人企業での虐待に反対する運動もあった。そのほとんどは、抑圧者スペイン人にたいするインディオの抵抗という要素を含んでいた。にもかかわらず運動の多く

30) Howard F. Cline, "The Terragueros of Guelatao, Oaxaca, México", *Acta Americana*, Washington, 1946, vol. IV, n. 3, pp. 161-184.

31) Miranda, "La propiedad...", *op. cit.*, p. 73.

は、部分的または全面的に勝利することで、先住民共同体を絶滅の危機から救うこと貢献した。

当初、多くのインディオは、彼らが縛りつけられていた征服者の苛酷な搾取に苦しみ続けるよりも、集団的な死または絶滅を選択した。組織的な流産、幼児殺し、あるいは集団自殺などが各地で見られた。たとえばミチョアカン〔州〕においては、呪術師が多数の先住民を自殺にかりたてたといわれている。アロンソ・デ・ソリタは、貢納の支払いから逃れるために自殺した多くのインディオの例を知っていたし、また流産の多発やミヘ族、チョンタル族の一般的な避妊傾向について言及している。レブロン・デ・キニョネスは、メキシコ西部において多くのインディオ女性が部族の急速な滅亡のために避妊の命令を受け、性的な交渉を拒否したりあるいは定期的に流産していたことを発見した³²⁾。

武装蜂起が、彼らの唯一の運動形態ではなく、またヌエバ・エスパニャにおける主要な闘争形態でもなかった。インディオは、スペイン人を欺くための、あるいは彼らがさらされたスペイン人の暴力から逃れるための多くの工夫をこらしつつ、あらゆる手段に訴えながら自己防衛した。

ときには、自らの土地を放棄しスペイン人の近づけない地域に逃げこんだり、スペイン人を遠ざけるためにさまざまな手段に訴えた。たとえば、実際に作物を栽培し家屋を建てることで偽装的に耕地を拡大したり、プエブロ付近の土地を購入することでスペイン人の定着を阻止しようとした。しかしインディオがとくに利用したのは、さまざまなレベルの当局への提訴という法的手段である。地方役人、副王さらには国王にまで、彼らの受けた虐待や土地の略奪に関する訴えが絶えず届いた。このような訴えは、何十年、ときには数世紀にもおよぶ長期の訴訟の原因となった。

インディオは、より積極的な手段に訴えることもあった。たとえば、ミルパ〔トウモロコシ畑〕に侵入するスペイン人の家畜を殺したり、征服者のエスタンシア〔牧場〕や家屋に放火したり、耕地を破壊したり、アシエンダ〔農園〕

32) George Kubler, "Population Movements in Mexico (1520-1600)". *Hispanic American Historical Review*, Durgham, 1942, vol. 22, pp. 606-643, p. 638.

を組織的に攻撃したりした。このような活動は、幾世代もインディオとスペイン人を地域的に対立させる激しい憎悪の原因となった。またとくに恨みを抱く管理人や役人を殺害したり、野盗の群れとなり裕福なスペイン人の所領を襲撃することもあった。

植民地時代の初期から始まる定住インディオの共同体存続闘争は、メキシコにおける農民運動の萌芽的起点といえる。先住民貴族の多くは征服者の形成する支配階級の一員となることに専念し、彼らに奉仕しながら機会あるごとに所有地を拡大した。一方、彼らに見捨てられた共同体員は数世紀間におよぶ闘争を展開したが、その闘争はしだいに征服者と被征服者という対立的性格を失い、搾取者と被搾取者の対立という性格を帯びるようになった。

16世紀、中心部から離れた一部の地域では反乱が絶えず起きていた。1523年にはコアツァコアルコスで、1543年にはパヌコ地方でそれぞれ反乱が起きている。1524年から1528年にかけては、オアハカ〔州〕のミヘ族とサポテカ族が反乱し、スペイン人支配が危機に瀕した。1530年にはメキシコ北西部のインディオが反乱を起こした。1538年にはインディオがヌエバガリシアで再び蜂起したが、3年後の1541年にはその地方のスペイン人支配の根幹をゆるがすほど大規模な反乱が勃発した。しかし現在のハリスコ州、サカテカス州、ミチョアカン州、アグアスカリエンテ州およびナヤリ州を含む広大な地域に拡大したこの反乱は、ついにはグアダラハラ〔州〕で鎮圧されることになるが、スペイン人側も敗北を重ね多くの血を流した³³⁾。

マヤ族の勇敢な抵抗についてはよく知られているが、彼らもまた数世紀間反乱の火を絶やすことはなかった。

彼らの戦いは17世紀まで継続した。1660年3月、テワンテベック地方で起きたインディオの大闘争はその地方の200以上の村落を巻き込み、オアハカ〔州〕にまで波及した。インディオは自治政府を設立し1年間抵抗しつづけた。反乱は最終的には鎮圧されるが、この地方に与えた影響は何年も続いた。

1691年と1692年の農業危機が原因となり、メキシコ市においても反乱が起き

33) P. de Baumont, *Crónica de Michoacán*, t. II, y t. III.

たが、やがてその反乱は農村部やトラスカラ市、グアダラハラ市にまで拡大した。北部では、エンコミエンダや鉱山労働に服役することを拒否した先住民とのあいだで武力衝突が続発した。

このような闘争は、スペイン人の横暴の抑制、エンコミエンダ制やレパルティミエント制の苛酷な負担の緩和、あるいは先住民共同体員の利益を擁護する法律制定の促進に貢献した。

農業共同体が生き残り続けたペルー、インドその他の国々同様メキシコにおいても、まさに共同体が完全に崩壊したかに思われたとき、そのめざましい復活現象が起きたのは、このような状況においてであった。

そのひとつの例が、メスキタル盆地のオトミ族のプエブロである。彼らはスペイン人に最良の土地から追い出されたが、その後も獲得した斜面の荒れ地に定着し、しだいにその人口を増大させた。17世紀の中頃4000人であった人口は、18世紀末には2万人にまで増大した³⁴⁾。

スチテペックの先住民の場合もきわめて典型的な例である。1368年に建設されたこのプエブロには、10の血縁集団が存在していたが、征服者によって離散させられてしまった。1606年、一部のインディオは土地の返還を申請したが、これが認められた。しかし彼らがその土地で平和に暮らせたのも1745年までである。この年フランシスコ・デ・コルテラが彼らの土地に関する告発をおこなった。裁判官が買収され、土地は競売にかけられたが、結局4万2500ペソでコルテラに譲渡された。いくつかの家族は山間部に逃れたが、一連の訴訟活動を開始する者もいた。王室は共同体擁護の姿勢を示したが、コルテラは土地を占拠し続けた。しかしインディオは副王の仲介によって32ヘクタールの土地を返還させることに成功した。逃れていた家族も帰還し、プエブロにたいし賠償金が支払われた。インディオはさらに残りの土地に関する訴訟を起こしたが、その訴訟は数世代継続することになった。1860年、スチテペックのプエブロは戦い続け、ファレス大統領に直訴した³⁵⁾。

34) Miranda, "La propieded...", *op. cit.*, p.174.

35) Helen Phips, *Some Aspects of the Agrarian Question in Mexico. A Historical Study*, p.106.

共同体を擁護する人々はしだいにその発言力を失った。国王は遠く離れ、その命令は、「尊重はされるが、実行されない」扱いを受けた。国王も、しだいに定着する植民者が相当の収入を提供するようになると、彼らを優遇しなければならなかった。修道会士もまたエンコメンデーロや地方当局の激しい抵抗にあうと同時に、体制化した教会にしだいにその地位を譲ることになった。先住民の反乱は厳しく弾圧され、裁判も公正さに欠けていた。

多くの先住民が死亡し、また共有の未耕地を相対的に豊富に所有していたため、土地売却や譲渡に対する共同体の抵抗は弱まつた。凶作の年に共同体員は、食糧を購入するため、あるいは貢納の義務を果たすための最後の手段として土地を売却した。スペイン人はあらゆる弱点をつけこみ、正当なあるいは詐欺的な購入、あらゆる形態の略奪、小家畜との交換、水源の独占をつうじて土地を獲得し、共同体を鉄の柵のなかに閉じこめた。その過程は急速に進行し、16世紀後半頃にはアナワク地方のすべての先住民プエブロは、私有地拡大による相当な圧力を受けていた³⁶⁾。

その結果、共同体の多くは自立性を失い、成員は一時的にスペイン人のアシエンダやその他の土地で労働しなければならなくなつた。しかし共同体を消滅させることはできなかつた。共同体の多くは、分解、融合、再組織という複合的過程を辿りながらも生き残り続けた。

「ナバロ・イ・ノリエガの調査によれば、1810年メキシコ中央部（メキシコ、グアダラハラ、プエブラ、ベラクルス、オアハカ、パジャドリー、グアナファト、サンルイスポトシ、サカテカスの各行政区、およびトラスカラ管区）には、約4千の先住民プエブロが存在した。行政区に登録されている共同体インディオ 300万人の大半は、これらのプエブロで生活していたはずである。しかしインディオ労働者の数は比較的少なく、他の調査による断片的な数字によれば、その数は50万を超えることはないと考えられる」³⁷⁾。

36) Chevalier, *La formación...*, op. cit., p.167.

37) Miranda, "La propieded...", op. cit., p.176.

先住民共同体は、その歴史のなかで多様な搾取形態に従属させられてきた。しかし、a) 貢納をつうじて搾取する国家=教会統一体と共同体間に存在する搾取形態、およびb) <都市中心>と不公正取引および独占をつうじて<植民地的に>搾取される近隣の共同体間に存在する搾取形態は、共同体の存在そのものを脅かすことはなかった。

一方で、共同体を弱体化しその解体を促す搾取形態も存在した。すなわち、地方で大規模に展開された公然の奴隸制やレパルティミエント制、および土地の略奪をつうじてインディオを共同体から分離し、定住ペオン (*peón acasillado*) に変える傾向をもつアシエンダの拡大などである。しかし共同体の決定的な解体は、工業と農業における生産様式として資本制が勝利し拡大するときにのみ始まる。

その点、先スペイン期大都市と農業共同体の運命は、きわめて対照的である。すでに17世紀、前者は完全に消滅したのにたいし、後者は生き残り続ける。

また大都市や重要な鉱山中心から離れたカルブリは、その近隣に位置するカルブリに比較して、自らをよりよく維持していた³⁸⁾。

V 貢 納

スペイン王室を擁護する人々は、王室のとった共同体保護措置を<社会正義の原理>に啓示を受けた政策と評価する。しかしそれは表面的にそう見えるだけであって、背後にある貢納という重要な要素を忘れてはならない。共有地の保護と貢納の徵収は、表裏一体の関係にある。スペイン王室が共同体を保護するのは、余剰生産物を吸収するためである。いいかえれば、貢納を徵収するために王室は共同体を保護せざるをえなかったのである。貢納構造において余剰生産物は貢納の形態をとる。そして貢納は、共同体と教会=王室統一体間の主要な経済関係を表していた。

搾取者が被搾取者の余剰労働を搾取するという意味において、奴隸主と奴

38) Charles Gibson, "The Indian Community in New Spain", *Cuadernos de Historia Mundial*, París, 1955, vol. II, n. 3.

隸、封建領主と農奴、そしてスペイン王室と先住民共同体の関係は、本質的に同一である。しかしその発現の形態、すなわち問題の核心点は著しく異なっている。奴隸主は、奴隸が彼の所有物であるがゆえに奴隸の生産物のすべてを領有し、生存に必要な最小限のものを奴隸に与えた。封建領主の場合、農奴を人格的に支配していたわけではなく、土地の所有および隸従関係にもとづいて農奴の余剰生産物を搾取した。ヌエバ・エスパニャの貢納=專制構造の場合、スペイン王室は個人ではなく共同体を搾取の対象としていた。そして総体としての国家が主権であると同時にまた土地所有者として共同体と対峙していた（共同体の所有地は、あらゆる土地の固有の所有の国王による恩貸にもとづいている）。このような状況では、地代および租税はともに同一の制度、すなわち貢納となって現れる。

奴隸主がプランテーションやその存在条件を擁護し、封建領主が封土を守るのと同様に、スペイン王室は共同体および共同体の存在理由である貢納の維持に努力したのは当然である。

共同体は貢納するかぎりにおいて王室にとって意味があった。それゆえ先住民の貢納能力が低下し、徵収のための費用がかさむと、しだいに多額の租税収入や借金が可能なスペイン人の利益を擁護するようになった。

すでに1523年、スペイン皇帝は貢納権をとり戻す。その年コルテス宛の教書のなかで、「上記の土地のインディオが領主権やわれわれの従者および臣下としてわれわれに負う責務を認め、われわれに奉仕し貢納するのは、正当かつ当然のことである」とのべている³⁹⁾。スペイン王室は、政治的もしくは宗教的奉仕の代償として貢納の支払いが正当化されることに反対し、貢納は臣下にたいする領主の自然権であることを明確にしようとした。

王室の意図は、インディオが提供する収入ならびに、領主権である貢納徵収権を渴望していた植民者の利害と対立した。エンコメンデーロは、インディオの貢納能力が低いことや、貢納の多くがスペインに送ることのできない产品で徵収されていることを理由に、貢納徵収権を自分たちに与えスペイン人の事業

39) Miranda, *El tributo...*, op. cit., p. 33.

に課税するように提案した。

国王は、征服した土地を放棄するという植民者の脅しに一時的に譲歩した。その結果エンコミエンダの分配が開始され、一時的な貢納徴収権がエンコメンデーロに付与された。

この譲歩から、私人（エンコメンデーロ）への貢納と国王への貢納という明確に区別すべき2種類の貢納が登場する。共同体のあるものは前者に、あるものは後者に、そして多くは両者に貢納した。エンコメンデーロへの貢納は、共同体の余剰生産物をスペイン人の事業に移転させるメカニズムであった。一方国王への貢納は、王室と共同体間の搾取の経済的結節点であり、貢納=専制関係の社会的政治的基盤であった。

国王への貢納を徴収するために大規模な官僚機構が形成され、その頂点にメキシコ国庫の一機関として王立貢納会計院が設置された。この会計院は、公職保証金を支払い、徴税吏の役割を果たしたアルカルデ・マヨールやコレヒドールをつうじて機能した。貨幣は直接このような徴税吏に支払われたが、現物貢納は換金してはじめて王室に役立つため、より複雑な過程を経た。換金は競売をつうじておこなわれ、落札者は一年間財やサービスを享受する権利を獲得した。競売の開催は、1・2か月前に布告された。王室官吏はこのようにして現物貢納を換金すると、教会に10分の1税を支払った。競売制度は現物貢納の大部分が貨幣貢納に置き換えられるまで継続した⁴⁰⁾。

最初の20年間、貢納の大半は私人が徴収していた。1530年、国王裁判所は、「国王が働きに応じて供与することを理由に」⁴¹⁾先住民が役人や聖職者に貢納の一部を直接納めることを禁じた。しかし事実上これは遵守されなかった。資金不足に悩む王室は、役人には給与が「当面」支払われない場合でも職務を遂行するよう勧告し、提供されたものについては将来の給与から差し引くことを

アウディエンシア

40) Woodrow Borah, "Los tributos y su recaudación en la audiencia de Nueva Galicia durante el siglo XVI". *Historia y sociedad en el mundo de habla española, Homenaje a José Miranda*, 1970, pp. 27-49, pp. 43-44.

41) Miranda, "La propiedad...", *op. cit.*,

明言したうえで、原住民に必要物資を供給させざるをえなかつた⁴²⁾。

王室は、エンコメンデーロの権勢を削減し官吏に服従させることで、しだいにその支配力を強化した。

すべてのインディオが貢納の義務を有した。共同体員をはじめ、「鉱山、
ウエルタ エスタンシア オ ブラ^ア農場、牧場、織物工場で働く者、車馬による輸送業その他の職業に従事している者は、その仕事で得られる利益に応じて貢納しなければならなかつた…
…。カシーケとその長子、^{アルカルザ}村役、レドゥクシオンの聖歌隊員および聖具保管係り、ならびに女性一般は、貢納を免除されていた」⁴³⁾。

1574年には、「すべての自由な黒人およびムラトの男女」にも貢納の義務が課せられた⁴⁴⁾。1580年にはこの命令が実施された。インディオについては、25才から55才までの既婚者が「完全な」納税者とみなされ、妻または夫を亡くした者や独身者は半額を貢納した。

当初、国王への貢納はほとんどが生産物や労働が中心であった。エンコメンデーロへの貢納同様、もっとも一般的な現物貢納はトウモロコシで、量で査定されるか、一定の大きさの土地からの収穫とされた。16世紀の中頃までは、フリホール豆、トウガラシ、鶏、卵、蜂蜜、魚、蛙、塩、蒔、ろう、松、まぐさ、炭など、エンコメンデーロへ供給される産品が重要な位置を占めていた。また一部が消費あるいは輸出されていたカカオ豆もしばしば貢納品となつた。家庭用の陶磁器も一般的な貢納品であった。しかし綿花、石灰、絹、銅、錫などの原材料や、一般にスペイン人の企業で生産されている道具が貢納品となることはまれであった⁴⁵⁾。

第二国王裁裁判所（1530年）設置以降、貢納額は共同体の支払い能力に応じて厳密に査定された。

16世紀の中頃、王室は貢納制度全体を大幅に変革する措置をとった。すなわち

42) Fabián de Fonseca y Carlos Urruita, *Historia general de Real Hacienda*, t. I, p. 418.

43) Ibid.

44) Ibid., pp. 170, 172.

45) Miranda, *El tributo...*, op. cit., pp. 95, 96.

ち、貢納形態としての対私人賦役が禁止されるとともに、貢納產品の輸送は、先住民の村での引き渡しに限定されることになった。当初の雑多な査定項目は、各プエブロで生産される1つまたは2つの產品の提供に簡素化された。また貨幣納も認められたが、物価が絶えず上昇傾向にあったことを考慮すれば、貨幣納は先住民に有利に働いた。

1557年から1563年にかけて実施されたプエブロの再調査では、納税者（既婚男子）と半納税者（独身者および妻または夫を亡くしたもの）が明確に規定されるとともに、納税者ひとりあたり1ペソおよび0.5 ファネガのトウモロコシという一律の貢納額が決定された。また貢納の納期日も定められた。

現物納から貨幣納への移行は、長い期間を必要とした。1600年における貢納は、一般に7レアルと鶏一羽だったようだ。「しかし、この鶏の提供がかなりの負担であることが確實になると、副王の命令により、……そのかわりに1レアルを支払うよう〔インディオに〕通達され、貨幣化が完了した⁴⁶⁾。」

しかし貢納の多くは、現物納であり続けた。1643年には、現物で支払えない共同体の貨幣納を認め、トウモロコシ1ファネガにつき9レアル、「綿の衣服」一着につき同額を支払うように定めた回状が公布された。1678年においてもまだ現物納が継続し、植民地期初頭からつづく競売でせり落とされた⁴⁷⁾。

貨幣納へのゆるやかな移行は2つの効果をもたらした。第1は、共同体員がスペイン人の事業で働くなければならなくなってしまったことであり、第2は、共同体の市場経済への統合を促進したことである。すなわち、先住民は貨幣納のために、商品の売手として市場に参入しなければならなかった。そしてその商品としては、生産物あるいは労働力以外のものはありえなかった。

貢納の形態は、スペイン人社会の経済的必要に成じて変化した。中央権力は、たとえば、都市で食料が不足した場合、インディオに貨幣納を要求することもあれば、現物納で要求することもあった。

たとえば1535年から1548年の鉱業繁栄期には、一般に現物納から賦役労働へ

46) Fonseca, *op. cit.*, t. I, p. 425.

47) Ibid., p. 423.

の移行がみられたが、鉱山ではとりわけこの移行が進行した。労働提供への移行は、強制的におこなわれるが多く、エンコメンデーロや官吏からの圧力、またはカシーケの腐敗と結びついていた。1549年、国王が賦役労働を禁止する勅令を発布すると、今度は賦役労働から貨幣納への移行が頻繁におこなわれた⁴⁸⁾。エンコメンデーロは、この移行をつうじて所有地における賃労働をインディオに強制したのである⁴⁹⁾。

貢納の複合的構成は18世紀の初頭まで継続する。しかし貢納形態としての労働の重要性は、16世紀の中期以降急速に低下する。現物納の重要性も低下したが、その過程はよりゆるやかでかつ不規則であった。しかし植民地期の3世紀をつうじて、貢納は常に貨幣に移行する傾向にあった⁵⁰⁾。

われわれは、ここで先スペイン期の貢納とスペイン国王への貢納の本質的な相違にそいで触れておかなければならぬ。すなわち、先スペイン期の貢納はインディオ社会の支配階級によって直接消費されていたが、スペイン王室すなわち植民地権力は、共同体の余剰を輸出するために徴収した大部分の生産物を商品に転化しなければならなかった。この貢納からの商品への転化は、より進化した経済システムに統合され、支配的生産様式から従属的生産様式へと移行した貢納=専制部門の新たな地位の表象である。

18世紀の中頃調査された1181のペエプロに関する、795のペエプロが2ペソ0.5レアル、236のペエプロが1ペソ0.5レアルから2ペソ、150のペエプロが2ペソ1レアルから3ペソをそれぞれ貢納していた⁵¹⁾。

共同体員は国王への貢納以外にも「救済所や役員」の費用として2.5レアル支払っていた。さらに「公的緊急事を口実」に16世紀末導入された4レアルの支払いのような臨時課税もよくおこなわれた⁵²⁾。

スペイン国王が、16世紀前半享受していた貢納総額についてはあまり知られ

48) Ibid., pp. 428-429, 450.

49) Miranda, *El tributo...*, op. cit., p. 95.

50) Ibid., p. 99.

51) Fonseca, *op. cit.*, t. I, pp. 450-451の表を参照のこと。

52) Ibid., p. 429.

ていない。しかし1569年頃、150の行政区からの対国王貢納は32万7403ペソに達していた。1600年頃には25万6112ペソまで低下し、1660年から1670年では、年平均18万9921ペソという最低ラインにまで到達した⁵³⁾。さらに恒常的な物価上昇を考慮すれば、対国王貢納の額は16世紀末から18世紀初頭にかけて急速に低下したといえる。先住民人口の増大や財政再組織後、再び貢納額は上昇した。1770年頃、16世紀の名目額にまで到達したが、初期の実質額に比べれば大幅に低下し続けていた。また共同体の貢納能力は、王室への貢納と同様にエンコメンデーロにたいしても確実に低下していた。

國 王 貢 納 額 (1569—1770年, ペソ)⁵⁴⁾

年	年間平均額	10年間総額
1569	327,403*	
1600—1610	229,921	2,299,210
1610—1620	237,450	2,374,500
1620—1630	199,197	1,990,970
1630—1640	239,020	2,390,200
1640—1650	269,224	2,692,240
1650—1660	242,442	4,424,420
1660—1670	189,921	1,899,210
1670—1680	204,381	2,043,810
1680—1690	225,464	2,254,640
1690—1700	226,076	2,260,760
1700—1710	286,115	2,861,130
1710—1720	356,921	3,569,210
1720—1730	344,626	3,446,260
1730—1740	536,209	5,362,090
1740—1750	564,763	5,647,630
1750—1760	651,297	6,512,970
1760—1770	596,220	5,962,200

* 1年間のデータしかない。

16世紀、貢納はスペイン王室の重要な収入源であった。18世紀初頭においてもきわめて重要な役割を果たし、王室財政収入の14%から17%を占めるもっと

53) Ibid., p. 450.

54) Ibid.

も豊かな唯一の収入源であった。しかし18世紀中期以降、状況は変化する。国王貢納額は増大したが、その相対的重要性が低下した。すなわちタバコの専売、アルカバラおよび鉱業生産物に課された税からの収入が急速に増大し、貢納が国庫収入に占める割合は5%以下に低下した⁵⁵⁾。

国庫収入の中心が貢納からスペイン人の事業への課税や王室専売へ移行したこと、先住民共同体を犠牲にするスペイン人の事業の拡大にたいして、王室がしだいに消極的な姿勢を示すようになった要因のひとつである。

対国王貢納が共同体員に課せられた唯一の負担ではない。17世紀初頭、インディオは1人あたり8レアルと0.5ファネガのトウモロコシ（約4レアル）の貢納以外にも、公共事業および役人のために1レアル、国王への献金4レアルを支払っていた⁵⁶⁾。

このような税以外にも、地方の税金、スペイン人や先住民の当局が徴収する合法、非合法の税金、およびしばしば特別税を支払わされた。

さらにインディオは、家畜、小麦、絹、または植民者が所有していた土地など、スペイン起源の产品もしくは所有物にたいする10分の1税を支払った。先住民の生産物は、法的には10分の1税を免除されていたが、現実には課税されることが多かった。

共同体は、聖職者や教会に直接または共同体基金をつうじて献金しなければならなかった。司祭は祭礼や巡回などの費用を賄うために共同体にしばしば特別税(*derramas*)を課したり、分担金の支払いを強要した。さらに教会には、お布施(*limosna*)やときには相当な額となる寄進もおこなわれた⁵⁷⁾。

また共同体は、あらゆる公共事業や宗教施設に賦役を提供しなければならなかった。レパルティミエント制をつうじてインディオは、公共施設、教会、砦、道路および橋の建設や排水施設の工事のために強制的に働かされた。レパルティミエント制は、禁止され、スペイン人の民間経済さえ必要としなくなっ

55) 前掲フォンセカの提供するさまざまな資料にもとづいて算定した。

56) Gibson, *Los aztecas...*, op. cit., p. 208.

57) Ibid., p. 218.

たときでも、国家と共同体間の関係において存続した。

広義の意味での10分の1税同様、現物貢納、貨幣貢納および賦役労働は、すべて農業共同体と国家=教会共同体間に存在する貢納=専制関係の表れである。

貢納は共同体の全般的機能と密接に結びついていた。すなわち、貢納は個人に課せられていたが、実際は植民地末期まで主邑となるプエブロに総額が割り当てられ、先住民の村委会がその税の徴収責任者となった。村役の給与は租税の徴収額に左右され、その影響力は共同体内に限定されていた。そのため、多くの共同体では、納税者全員に均等に貢納を割り当てるのではなく、各共同体員の富と地位に応じて査定した先スペイン期の納税制度がそのまま機能し続けていた⁵⁸⁾。

パレリアノ古文書（1574年）のように、先住民の村役が頭を赤く塗ることで納税者を表現した。貢納に関する詳細な記録があらゆる段階で存在した。支払いは年3回記録され、貢納者が死亡した場合、ナワトル語の死亡証明書を添え該当者の頭が黒く塗られた⁵⁹⁾。

レパルティミエント制のために、貢納するすべての共同体の住民記録が作成され、毎週提供しなければならない労働者の割合（2%から14%）が定められた。そして記録、計算、徴収および管理の機能遂行のために、多くの複雑なスペイン人および先住民官吏を必要とした。彼らはシステムの中核を形成し、スペイン王室を支えるもっとも強固な柱となった。

VI 農民共同体、エンコメンデーロ、王室

植民地期は、先住民共同体および社会におけるその地位に大きな変化をもたらした。

1. 先住民社会や共同体内で均等化が進行した。最初に姿を消したのは、支配層内の戦争や宗教に関する役割を果たしていた層である。商人（*pochteca*）は

58) Ibid., p. 205.

59) Ibid., p. 206.

特権を失い、スペイン人やメスティソと競合しながら、小規模な局地的交易に追いやられた。

貴族は異なる運命をたどった。王室は協力的な貴族には特権を認め、貢納の納付を免除し、スペイン風の衣服や馬の使用を許可した。植民地期、カシケ（cacique、首長）の名で知られた貴族のなかには、所有地を維持あるいは拡大したものさえいる。彼らの多くはスペイン人の生活様式に同化し、婚姻をつうじてスペイン人と結びついた。他方、抵抗した貴族はマセワル（macehual、平民）身分に転落し、他の共同体員と同じ運命をたどった⁶⁰⁾。

16世紀、参事会（cabildo）の先住民官吏は、征服者と共同体の仲介者として一定の権力を保持した。しかし、スペイン官僚制の確立とメスティソの増大によって彼らの地位は低下する。17世紀にはさらにこの傾向が強まり、先住民の大多数がマセワル身分となった。

2. 共同体の大多数は、経済的退行の過程をたどる。先住民の大都市中心が消滅し、もっとも活動的な市場から共同体が排除されると、商業、手工業および知的活動に特化していたカルプリは消滅した。その必然的結果は、もっとも原始的な農耕生活への退行である。先住民は経済的メカニズムや直接的禁止によって農業のみに従事させられ、手工業、商業およびマニュファクチャはスペイン人の手に委ねられた。先住民人口の圧倒的多数は農民であり、スペイン人社会の住民の多くは、官僚、管理人、商人および職人層を形成していた。

3. 共同体の分化傾向が強まった。都市あるいは鉱山センターから離れた共同体ほど自然経済的な性格を強めた。共同体の余剰は輸送が困難なため活用されず、新しい作物や生産手段の導入のための刺激に欠けていた。

エンコミエンダ制やレパルティミエント制の負担、レドゥクシオン政策の実施および伝染病の影響に関しては、地域格差がきわめて大きかった。そのため
a) 先スペイン期の共同体の分解あるいは消滅、b) 構成と組織の一部修正お

60) Friedrich Katz, “Évolution de la noblesse indienne au Mexique depuis la Conquête jusque la fin du XVI siècle”. *Separata del vol. V de las Actas del Congreso International dos descubrimientos*, Lisboa, pp. 6-7.

よりメスティソやスペイン人との直接的接触の増大をともなう、複数の共同体による新たな共同体の形成、c) 先スペイン期に似た環境、ときにはより原始的な環境、とりわけ苛酷な自然環境における存続、という3つの矛盾した傾向が見られた。

4. スペイン人都市と先住民共同体間には基本的に不等価交換にもとづく搾取システムが成立していた。共同体の大多数は都市中心と明確な経済的・政治的関係を有し、地域的下部構造に統合されていた。各共同体が、地域的に商品化された产品に特化することも多かった。共同体の生産は、自家消費部門と商品部門で構成されていた。共同体のインディオは、都市で定期的に開かれる市で自己の農産物や手工业製品を売却し、必要とする手工业製品やマニュファクチャ製品を購入した。都市は近代的なマニュファクチャや手工业を独占し、ときには暴力的に先住民に製品の消費を押しつけた⁶¹⁾。先住民は、その代償として都市に農産物を供給しなければならなかった。都市の商人や役人は、先住民生産の分散性、都市の<工業的>優越性およびスペイン人の政治的支配によって、農業共同体を組織的に搾取することができた。

インディオは、スペイン人事業におけるガニヤン *gañán* (ラボリオ *laborío*) でない限り、個別に搾取されていなかった。インディオは、共同体内部では自由である。しかしその自由は国家、その官吏、エンコメンデーロおよび総体としてのスペイン人社会による搾取を妨げるものではない。インディオの状態は、アジア的生産様式下の農民の状態とそれほど異ならない。M. ゴドリエによれば、「人間の人間による搾取は、アジア的生産様式下ではマルクスのいう『普遍的隸従制』の形態をとる。その形態はギリシア=ローマの奴隸制とは本質的に異なる。なぜなら普遍的隸従制は、個人の人格的自由を剥奪するものでも、他者にたいする従属的なきずなを意味するものでもなく、共同体の共同体による直接搾取によって実現されるからである⁶²⁾」。メキシコの先住民は、東・中

61) Gonzalo Aguirre Bertrán, *El proceso de aculturación*, pp. 86-87.

62) Maurice Godelier, "La notion de mode de production asiatique et les schémas marxistes d'évolution des sociétés", *Sur le mode de production asiatique*, pp. 65-66.

部ヨーロッパの農奴と異なり自由であると断言したファンボルトの誤りは、このような特殊な状況に起因している⁶³⁾。

スペイン人の共同体支配は、力のみに頼る支配ではなかったがゆえに比較的安定していた。すなわち、スペイン人の征服は精神的征服でもあった。共同体員は武装闘争のみに固執したわけではなく、スペイン人の法的領域でもまた自らの土地のために戦った。なぜなら、国家と共同体間の対立関係が、政治的-精神的統一によって緩和されていたためである。インディオが急速にしかも大量に征服者の宗教に改宗したという驚くべき現象は、いまだ十分に解明されていない。しかし征服から数十年後には精神的契約が終了していたことは明白な事実である。

この政治的-精神的統一の結果、必然的に先住民村落において公共施設や宗教施設が盛んに建設された。ヨーロッパや北米に比べ、極めて短期間に、すなわち50年も経過しない間に、人身犠牲のピラミッドや寺院の跡に壯麗な教会が建設された。新しく建設されたレドゥクションの広場にも、美しい公共施設群が姿を現した。

建設熱は王室や僧侶の思いつきあるいは気紛れから起きたわけではない。スペインの国家や神との結合は、先住民の農業共同体を基礎とする社会では、死

63) Chávez Orozco は、エンコミエンダ下のインディオと封建的農奴の身分間に存在する相違に気づいていた。彼は、*Historia económica y social de México* (p. 10)において、「少なくとも理論上、エンコミエンダ下のインディオは、『自由人』として、すなわち自分の望む場所で生きることができた。これは農奴の享受しなかった特権である。しかし本来の農奴制とエンコミエンダ制の最大の相違は、インディオが対私人賦役労働を免除され、かつ主人に対し訴訟を起こす権利を有していたことにある」とのべている。ファンボルトもまた同様の区別をして、耕作者「インディオは貧しい、しかし自由である。彼の身分は、北ヨーロッパの大部分の農民のそれよりもまだましである。ヌエバ・エスパニャには、税としての肉体的奉仕はないし、奴隸制も存在しない」(A. Humboldt, *Ensayo político sobre el Reyno de la Nueva España*, t. II, p. 97 y t. II, p. 12)とのべた。しかし、われわれの所有するあらゆる資料は、この<自由>が、西洋の封建制身分と対比した場合、普遍的隸従制およびさらにより苛酷な專制を隠蔽していることを示している。そしてそこでは、インディオは個人としては自由でも、共同体員としては奴隸であった。

滅した国家と神々のシンボルであるかつての儀式・行政センターに代わる共同施設の建設をつうじてのみ、その基礎を固めることができたからである。

都市から寒村へと零落した共同体を威圧する巨大なキリスト教の宗教建築や行政施設は、先住民共同体とスペイン国家の新たな統一を具現している。寄生的なアステカの国家が実現した統一よりさらに強固で安定したその統一には、女神フノのような2面性があった。すなわち、国王や教会は、貢納や労働を強制する一方で、スペイン人私的事業家の横暴から先住民共同体を保護した。インディオ支配の強固さの秘密は、まさにその点にある。先住民はやがて反旗を翻す。しかし、彼らが矛先を向けることができたのは彼らの王であり君主であるフェルナンド7世ではなく、役人の悪政にたいしてであり、キリスト教ではなく腐敗した聖職者にたいしてであった。

16世紀における貢納=專制体制の主要な敵は、エンコメンデーロであった。彼らは貢納や強制労働の直接的受益者となり、征服以前に存在した中央集権的貢納制の復活を阻止した。またカルピスケ *calpizque*（モクテスマによって設置された貢納センター）を無視し、地域の首長^{カシグ}を一種の臣下として服従させ、貢納額を彼らと直接交渉した。そしてエンコメンデーロに協力した首長は生き残り、協力しなかった首長は急速に没落した⁶⁴⁾。

中央集権的支配を遂行するために王室は、当初エンコメンデーロに与えた特権を、ひとつひとつ彼らから剝奪しなければならなかった。たとえば、シンプソンは、インディオ奴隸解放闘争の動機の2面性を的確に指摘している。彼はパナマについて次のように述べている――

奴隸解放の動機に慈悲的な要素があったことは、ドミニコ会士が強力に支持したことから明らかである。しかしインディアス諮問会議が植民者の激しい抗議に断固とした態度を示した本当の理由は、おそらくは、解放奴隸から貢納を徴収することにあった⁶⁵⁾。

64) Gibson, *op. cit.*, pp. 196-197.

65) Lesley B. Simpson, *The emancipation of Indian Slaves and the Resettlement of the Freedmen, 1548-1553*, p. 4.

封建的地方分権主義や本源的蓄積は、貢納制中央集権主義と対立する。両者は激しく争うが、その結果は明らかである。一部のまじめな歴史家は、専制=貢納制的傾向を示す王室と封建的=資本主義的傾向を示すエンコメンデーロの対立の経済的・政治的根本原因を見落とし、先住民共同体を擁護する国王の姿勢を〈ルネサンス的ヒューマニズム〉の現れとしている。しかし、それでは、ヨーロッパにおけるスペイン王室の政策と矛盾する。すなわち、スペイン王室の〈ヒューマニズム〉とは、本質的には、スペインにおいてコムネロスの反乱を鎮圧し、ヨーロッパにおいて宗教改革と対決したまさに専制主義そのものなのである。

ルネサンスのヒューマニズムやユートピア思想は、スペイン人の植民活動の中で精力的に実現された。バルトロメ・デ・ラス・カサス師やバスコ・デ・キロガその他多くの人々は、先住民共同体を改革し、トマス・モアが彼の理想郷に託した人間的諸価値を実現しようとした⁶⁶⁾。しかし、他の植民地活動には見られない彼らの運動の政治的重要性は、既存の貢納=専制構造の維持に努めるスペイン王室の保守的あるいは功利的な意図に左右されていた。スペイン王室の反動的な意図は、スペインのルネサンス的ユートピア思想を代表する人々の情熱と一時的に一致した。彼らが勝利していれば、すなわち植民地期最初の50年間にエンコミエンダを実質的に廃止させていれば、先住民共同体を維持できたであろう。しかしながら同時にアシエンダ、織物工場、精糖工場および鉱山の発生を遅らせたはずである。

エンコメンデーロが敗退したあと、アセンダードが登場する。しかし16世紀においては、彼らは危険な存在となるまでには至らなかった。スペイン王室は、この新たな敵にたいしより柔軟な姿勢を示した。しかし、ヌエバ・エスパニャの大地主と化した教会は、このような姿勢さえも支持しなかった。王室が柔軟な姿勢を示したのは〈人道主義的〉情熱がさめたからではなく、貢納制度が行き詰まる一方で、スペイン人社会のもっとも活動的な経済部門への依

66) Silvio Zavala, *Sir Thomas More in New Spain. A Utopian Adventure of the Renaissance.*

存度を高めていたからである。

16・17世紀の貢約的專制やヌエバ・エスパニャのエンコミエンダは、西ヨーロッパの封建制とは本質的に異なる。すなわち、ヌエバ・エスパニャにおいては、封建的大土地所有を搾取体制の基盤とした西ヨーロッパとは異なり、国家の固有の土地所有が支配的であった。国家は綱の目のように配置された官僚をつうじて、さまざまな形で封建的大土地所有や領主制を制約しその発展を抑制するとともに、貢納搾取システムをつうじて共同体を搾取した。16世紀のスペイン国家は、ヌエバ・エスパニャの封建領主の道具ではなく、むしろ両者は対立関係にあった。スペイン王室、教会および共同体の利害は、封建的大所有地発展の阻止という点で一致していた。17世紀以降、封建的大所有地は拡大するが、スペイン国王の貢納支配に従属し続ける。さらに国王の<固有の>所有が私的所有を制限していたために、私的所有が支配的となるのは18世紀後半である。さらに私的所有が決定的に勝利するのは、独立期に続く無政府時代においてである。

ヌエバ・エスパニャには西ヨーロッパ封建制のもうひとつの基本的要素が欠けていた。すなわち、マルクスが指摘するように、「封建制生産様式の土台の一部を構成する」⁶⁷⁾ 共同体から分離した農民の私有分割地がほとんど存在しなかった。メキシコにおいては、農民は共同体とのきずなを断ち切っていないか、あるいは断ち切れている場合でも小分割地の用益者ではなく、労働現場に強制的に縛りつけられた賃労働者または奴隸でしかなかった。西ヨーロッパにおける封建領主との闘争の多くは、小土地所有者に支えられていた。そして隸属のくびきから解放された小土地所有者は、資本主義の前段階である小商品生産の拡大の基礎となった。ヌエバ・エスパニャにおいては、農民の闘争の多くは共同体の闘争であり、その勝利は共同体の再生条件を強化したのである。

67) Marx, *El Capital*, Ed. Cartago, t.I, cap.IV, p.299.

訳者あとがき

以前に第1章を発表してから、かなりの時間を経過してしまった。しかし本書の意義は、前回分訳（本論集6巻3号、1981年12月）の「あとがき」で記したように大きいもので、しかもいまだ失われていないがゆえに、ここに訳出・発表を継続したいと考えた。

本書の意義とは、一言にしていえば、1970年代ラテンアメリカにおいて、A.G.フランクをはじめとする＜従属派＞理論家たちが残した最良の遺産である＜歴史的・構造的アプローチ＞（訳者は＜従属史観＞と呼ぶ）にたいし、これに伝統的マルクス主義の立場から批判的視座に立ちつつも、ラテンアメリカにおける社会経済史学の確立に貢献した古典という点にあるといってよい（現実に、本書はラテンアメリカ全土で14万部売れたそうである）。訳者が1975年にメキシコに留学したとき、アシエンダ研究をはじめとするラテンアメリカ経済史学の興隆の熱気を痛感したものである。そして、理論領域においては、＜生産様式論争＞として知られる多くの業績があり未完に終わっているが、メキシコの実証研究領域においては数多くの成果があげられ、そのアシエンダ研究の中心的人物が著者エンリケ・セモであった。代表的文献を1つあげておく。Enrique Semo (coordinador), *Siete Ensayos sobre Hacienda Mexicana, 1780-1880*, México: INAH, 1977。

今回の訳出にあたって、訳者の主催するLA研究センターによる研究会（仮称、セモ研究会）を再組織し、本年5月より活動を再開した。そのメンバーは、訳者にくわえて、山中忍（大阪外大講師）、太田潔（本学図書館司書）、初谷譲次（天理大講師）である。訳出にあたっては、素訳稿を山中が作成し、研究会で全員の討議をへたのち訳者が監訳作業をおこなった。完訳の晩には、大村書店刊＜ペリフェリ選書＞ラテンアメリカ史シリーズの一巻として刊行の予定である。

1989年8月4日、ペルーのハビエル・マリアテギ博士宅にて